

明治時代の福生の学校教育の歩み

高崎伊平

残された教育資料から

はじめに

昨年四月（一九八八年）から、調査員として、学校教育資料調査を担当して来ました。いつ、どこで、何を、どのよう調査し、整理し、まとめるか迷い、編纂室の方々や橋本孝蔵氏・佐藤章夫氏などのご協力をいただきながら、資料調査に入りました。

調査にあたっては、福生市の学校教育を歴年的にとらえ、創成期から現在に至る流れを確認したいと考えました。このことから、時期区分を次のように試みました。

明治前期 明治初年～同二十二・三年頃（創成期）

明治後期 明治二十四・五年～明治の終りまで

大正期 大正時代全般

昭和前期 昭和の初め～終戦時まで（戦時下の教育）

昭和中期 終戦～昭和三十四年頃まで

昭和後期 昭和三十五年頃～（高度経済成長期）～現在

この時期区分は、学校教育の変化を念頭におきながら試みたもので、ご教示をいただきたいと思えます。

調査活動に入ってからには、市内小中学校の校長・教頭先生方のご理解をいただき、とくに一・二・三小の校長・教頭先生、一中の校長・教頭先生には、ひとかたならぬご協力をいただきました。資料調査はまだ初期の段階であって、調査させていただいた資料も未整理のままです。さらに他の小中学校をはじめ関係の機関や地域の方々の御協力をあおいで今後も調査を続けなければならない状態です。

このように、私の力不足の故に、現在のところ学校教育資料として体系付けて提示出来ないことが残念です。

今回は、現在手もとにある資料を中心に、明治前期と後

期についてレポートさせていただきます。

明治前期の学校教育

庶民の教育機関 明治維新前、慶応二年（一八六六）武州世直し一揆が起りました。江戸、横浜をひかえた諸村落、封建都市は、深く小商品生産に入り込み、農民層の階層分化ははげしくなっていました。多数の貧しい農民は小作人となり、あるいは、養蚕や農間余業としての手織機で生活を支えようとしていました。

慶応三年には、朝廷は「王政復古」の号令を出され、同四年に「五箇条の御誓文」が發布されました。

この当時は、非常に混乱した世相であったと考えられます。この幕末からの世情の中にあつて、庶民の教育機関である寺小屋は、受け継がれて来たものと思われま

す。たとえば、清岩院・福生院・長徳寺・真福寺などの寺院及び熊川神社などで、子供たちに読み書きの手ほどきをされておられたようです。また、牛浜には、私塾が二ヶ所あったと言われています。いずれも当時の事情を示す記録が確認されませんので、くわしくはわかりません。

学制頒布と草創期の小学校 慶応四年十月二十三日に明治元年となりました。同年六月には版籍奉還が行われ、同四年には廢藩置県に続いて、十月二十八日に府県官制が制定され、同年七月には文部省も置かれました。明治五年にな

りますと、五月、東京に師範学校が設立され、八月三日に「学制」が頒布されました。

学制序文（被^お仰^{おせ}出^{いだ}書^{されしよ}）の一節には、

「人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして以て其生遂るゆえんのは他なし、身を修め智を開き才芸を長するによるなり」

とのべ、学校を設ける必要があると説いています。

当時は、市域は神奈川県に属していました。そこで、学制頒布にともない、神奈川県下に出された県権令大江卓の名による一般規則（抜すい）をみてみましょう。

〔資料1〕 神奈川県的一般規則

（二小九十年誌）

- 一 従来の筆学所ハ、一切廢止せしめ、其師たる者ハ、試験の上挙て小学舎の教師とす
- 一 小兒七歳に相成候ハバ、男女の別なく其近傍の学舎へ差出すべき事
- 一 女子の儀も、当今の時勢に對し、無学に生育いたし候は、実に恥べき儀に付、男兒同様小学所へ差出べき事
- 一 学課を五級に分け、一級毎に授業六ヶ月を限る、六ヶ月に至り試験の上昇進すべし、若し此月數卒業に及ハざるもの、尚六ヶ月間授業すべき事
- 一 午前七時より第九時迄習字、第九時より第十一時迄読書、第十一時より第十二時迄昼食、午後第一時より第二時迄算術教授致すべき事
- 一 月謝ハ一ヶ月金壹朱か、又は白米一升、其外七月十二月ハ

金壹分ずつ納むべき事

一 学舎ハ追て新築致すべき筈なれども、まず、当分最寄の寺院又ハ手広の自宅を借受る事

明治六年二月 神奈川県権令 大江 卓

福生学舎・熊川学舎誕生 明治五年当時の地域の行政区画は、神奈川県十二大区六番組に属し、翌六年には六小区となり、羽村・川崎・五の神・熊川・福生の五ヶ村が範圍となっていました。

明治六年六月に永田の長徳寺を仮校舎として福生学舎が誕生し、明治七年七月には、福生院を仮校舎として、熊川学舎が誕生しました。

明治八年には、福生・熊川・川崎・羽村・五ノ神五ヶ村が合併して多摩村をつくりました。この多摩村は、明治十五年に解体し、再び各村名にもどり、明治十七年の連合町村制施行によって、五ヶ村が再び合併して、多摩村と称し川崎村連合戸長役場に属しました。以後明治二十二年の市町村制施行による川崎村戸長役場廃止まで続きました。この年四月福生村・熊川村の二ヶ村で組合役場をつくり共同事務を行うようになりました。

「福生第一小学校永代記録」（沿革誌）と「福生第二小学校沿革誌」には次のように記録されています。

〔資料2〕 福生第一小学校永代記録

○明治六年六月本校ヲ創立ス。始メ長徳寺本堂ヲ以ッテ仮校舎ニ充テ、校名ヲ福生小学校ト称ス

○当時ハ神奈川県ノ所管ニテ、戸長石川弥八郎氏之ヲ管理シ、南郷吉彦氏主席教員トシテ万般ノ経営ニ任セリ

○学区ハ、第一学区第八中学区第百六十五小学区ニシテ、福生・熊川・川崎・羽村・五ノ神ヲ以テ本区トナシ経費ヲ分担支出セリ

○明治七年八月、福生小学校ニ井上令照氏（当時姓吉田）来任

〔資料3〕 福生第二小学校沿革誌

○明治七年六月、官許ヲ得同七月二十五日始メテ授業ヲ開ク、而シテ、福生院ヲ以ッテ仮ニ校舎ニ宛テ、当時教員タリシハ要津月窓氏、千葉東明氏、斉藤康介氏等ナリシ

〔資料4〕 福生学舎の卒業証書

○下等小学校第八級卒業候事。第八中学区神奈川県管内武蔵国多摩郡福生村百六十二番 福生学舎

明治七年十一月十八日（卒業年月日）

○下等小学第七級卒業候事。第一大学区神奈川県管内、第八中学区、多摩郡多摩村第百六十五番小学、福生学校、明治八年十二月十一日

〔資料5〕 東多摩学校の卒業証書

○下等小学第六級卒業候事。第一大学区神奈川県管内、第八中学区多摩村第百六十五番小学、東多摩学校

明治九年 月 日

〔資料6〕 明治六年五月十九日 小学教則改正

下等小学教則「教料」

綴字、習字、単語、会話、読本、修身、手紙文、文法、算術、養生法、地学大意、理学大意、体術、唱歌（当分欠く）の十四科

〔資料7〕 神奈川県小学規則（抜すい）

（二小九十年誌）

○入学願出候は、承り届ヶ証書並束修差出サセ候上、名札相渡スヘシ

○男女トモ満五歳ノ翌月ヨリ学ニ就カシムヘシ

○生徒日々昇校ノ節ハ、兼テ相渡置処ノ名札ヲ記名ノ者ヘ差出シ、記名ノ者出席簿ニ記載シ、放散ノ節ハ本人江相渡スヘシ

○課業中みだりに席を離レ、雑談、飲食、煙草ヲ用ニルヲ禁ス

○校中ニおいて水又ハ墨ヲとばシ、紙屑ヲ散シ、樂書等ヲ禁ス

○校則ヲ犯シ、及ビ怠情口論争鬪スル者ハ、一時間正坐内省セシム、再ビスレハ三時間、三度スレハ翌日午前七時マテ、而シテ後改メサル者ハ処分ヲ学務掛ヘ請フヘシ

○生徒男女ノ別ヲ正シ、受業其外喫飯ニ至るマテ、同席ハ勿論、凡テ校中ニ於テ言語ヲ交ユヘカラス

明治六年五月

神奈川県

連合町村制と東多摩学校

福生院を仮校舎として発足した

熊川学舎は、明治十年、校舎を熊川神社境内に新設し、同年新校舎にて授業を開始しました。その時の教員は、川口滝次郎・野口武丸・内出猪十郎等であったといわれ、翌十一年には、熊川学校は、東多摩学校に合併し、同校分校となったと「沿革誌」に記録されています。

東多摩学校（福生学校）は福生村第一一九八番地（現加美宮本）に校舎を新築し、校名を東多摩小学校と改め新築落成式は三月二十七日に挙行されたと記録されています。

当時の教育関係布達をみますと、明治八年一月八日布達によって、小学生徒の学齢を満六年から満十四年と定めました。その後明治十二年九月二十九日には、教育令が公布され学制が廃止されました。この教育令は、自由教育令とも言われ、四年間のうち十六ヶ月通学すればよいとされ、かえって就学率を低下させる結果となり、わずか一年で、翌明治十三年十二月二十八日には、教育令の改正（尋常三年・中等三年・高等二年）が公布されました。

同年六月二十六日には、変則小学校および変則就学等の布達は廃止されました。明治十四年には、小学校教則綱領が制定され、六月には府県立市町村立学校職員名称並びに准官等が定められ、初めて校長を規定しました。

教科書については、教育令公布以来、教科用図書を調査しその適否を鑑別してきましたが、明治二十年五月七日に教科用図書検定規則が制定されました。

こうした中で東多摩学校の運営が行われてきました。明治二十三年、熊川学校は東多摩学校から分離して熊川小学校と改称、明治二十五年東多摩小学校は福生村だけを学区とし高等科を設定しました。

〔資料8〕 学事報告

(熊川神社文書)

試験科目

- 一 読物 国史略 十八史略 輿地誌略 (地理書)
- 一 算術 平算 分数 比例
- 一 作文 片仮名交り
- 一 暗記問答 地理、歴史、物理ノ大略
- 一 運筆

記

- 一 各小学校設立年月之事
- 一 同教員数及男女区分之事
- 一 同生徒同段之事
- 一 総人員及男女区分之事
- 一 是は旧小区において、去る十二月三十一日限り願奉を以御調有之致也
- 一 同学齡人員同段之事
- 一 同就学人員同段之事
- 一 満六歳以下就学人員同段之事
- 一 満十四歳以上就学人員同段之事
- 一 人口百人中就学生徒
- 一 明十一年六 半ヶ年統計表
- 一 右之件十一年学事報書調用ニ付、本月十五日限り無相違御差上被有之事
- 一 明治十二年一月六日
- 一 旧十二大区各小区 戸長世話役御中

西多摩郡学区取締

〔資料9〕 学費月賦・人口賦課取立簿 (熊川分一五七名)

「明治十二年自七月至十二月 六ヶ月分
学費月賦・人口賦課取立簿
多摩郡 戸長役場」(表紙のみ 以下略)

入金 四拾九円廿銭壹分六毛

〔資料10〕 明治十六年度 後半期協議費予算

(田村清家文書)

一 東多摩學校費

金 貳百八拾円

是ハ明治十六年度後半期分東多摩學校費ノ内、本校ニ於テ負担スベキモノ、内、仮ニ茲ニ徴収ヲ要スルモノトス

但シ、追テ学区内聯合村会規則裁可ノ上議會開会スベキニ付、其際詳細予算シ會議ニ附スベキナレド、目下支弁ニ差

間ヲ以テ茲ニ徴収スルモノトス

福生村外二ヶ村学区教育費

一金 六百九拾五円

東多摩學校 俸給

一金 四円五拾銭

同 雜費

一金 四拾五円卅五銭

東多摩學校 諸費

一金 三拾円

同 試験費

一金 五拾八円

同 建築修膳費

一金 貳拾八円五拾銭

同 学務委員費

合計 金 八百六拾壹円卅五銭

徴収方

一金 八百六拾壹円卅五銭 教育費

内

金 三百八拾五円

授業料其他雜收入分

メ金 四百七拾六円卅五銭村費予算額
前条村費徴収方法ヲ定ムル左ノ如シ

第壹号

一 地価金壹円ニ付金七厘〇三三六 地価割徴収分

第貳号

前条地価割金徴収期限前半期分ハ、明治十八年八月三十一日
限り、後半期ハ同年十二月十五日限りトス

〔資料11〕 明治十七年七月より十八年六月迄 学校費予算

甲号議案

第壹号

一 給料費

金 五百七円六拾銭

是ハ、教員学務委員及掃除人へ給スル費用ニ充ルモノトス、
其ノ科目左ノ如シ

第一項教員給料(六名分)、第二項学務委員給料(拾
式円)、第三項井上清左衛門へ掃除代トシテ給ス(三
円六拾銭)

第貳号

一 需用費

金 拾四円五拾銭

内訳、授業用書籍購求費(貳円)、授業用器械購求費(五
円)、炭茶並雜費(七円五拾銭)

第参号

一 飛脚費(金貳円)

第四号

一 旅費(金五円)

是ハ、教員学務委員ノ旅費ニ充ルモノトス

第五号

一 慰勞金(金四円)

是ハ、暑中休暇之際教員中へ慰勞ノ為充ルモノトス

第六号

一 試験費(金三拾壹円五十銭)

是ハ、春秋試験及内試験比較試験ノ費用ニ充ルモノトス

第七号

一 家屋修膳費(金八円)

是ハ、校堂並ニ住ト処之破損ヲ修膳スル費用ニ充ルモノ
トス

第八号

一 学校敷地代(金六円)

是ハ、本年七月ヨリ十八年六月迄壹ケ年分ノ敷地代ニ充
ルモノトス

第九号

一 屋根葺替費 此坪数百十五坪

金六十壹円六十銭(内訳略)

第十号

一 会費(金壹円五十三銭)

是ハ、議長副議長議員弁当料及諸費ニ充ルモノトス
乙号議案

第壹号

一金 五百七円六十銭

一金 拾四円五十銭

一金 貳円 飛脚費

一金 四円 慰勞費

給料費

需用費

一金 三円

旅費
試験費

一金 八円 家修修膳費 一金 六円 学校敷地代

入金 五百八拾貳円六十銭

内 金百五十式円貳銭七厘 明治十六年五月ヨリ十七年六月迄

金四拾貳円 学校費決算残額

金百拾七円貳拾銭 定式補助金支校ヨリ徴収分

金七拾九円貳拾銭 学資月賦

差引金百九拾四円壹銭三厘 生徒月謝

是ハ本村地価ヲ六分反別ハ四分賦課スルモノトス

第三号

一金 六拾壹円六十銭 屋根総体葺替費

是ハ聯合会之決議ニ依テ川崎村ヨリ金七円十八銭 熊川

村ヨリ金拾円七十銭ヲ徴収シ、殘金四拾三円七十銭ヲ本

村 地価ハ六分反別ハ四分賦課スルモノトス

第三号

一金 壹円五十三銭 会費

是ハ本村地価ハ六分反別ハ四分賦課スルモノトス

欄外には、「川百六戸、熊百五十八戸、福生貳百五十八計五百式十式戸」と記されています。

明治十年より二十四年までの学齡簿による在籍数は、入校及び退校等まちまちですが、平均四十名前後のようでした。また、石川泰助日記の一節により、東多摩学校生徒の学業成績の一端を伺い知ることが出来ると思えます。

〔資料12〕 石川泰助日記

〔一八九十年年誌〕

明治十七年六月九日、砂川氏来る。是は小川小学校に比較試験あり、之に行の序なり。東多摩も同様五級生、三級生徒行く、宮本より伯父に使える。学校役場へ遊び来り、午前十時(中略)午後三時、井上先生小川より帰る。組合学校二十校の内東多摩平均三十六点にて第一の出来とす。

以上の資料から、東多摩学校当時の一端を知る手がかりが得られると思えます。

明治二十三年には、小学校令が公布され、教育に関する勅語が發布されました。二十四年熊川学校は、東多摩学校から分離し熊川小学校と改称し独立しました。

明治後期の学校教育

熊川・東多摩両小学校単独校として出発 熊川小学校にあっては、明治十一年東多摩小学校に合併し、東多摩小学校分校(支校と称していた)としてあったが、明治二十三年に東多摩小学校から分離し、熊川小学校として独立しました。東多摩小学校は、明治二十五年、福生村だけを学区として高等科を併置し、同年六月二十八日西多摩郡福生村村立東多摩小学校として発足し、同年十二月、井上令照が初代校長として誕生しました。

明治二十一年から三十二年までの教育関係法令をあげる次のようになります。

① 明治二十一年一月十二日には、小学校の学科其程度中

改正あり。これは、隊列運動を兵式体操と改めたものとした。文部省は同年二月三日には、紀元節歌を学校唱歌として送付し、以後紀元・天長二節に祝賀式典を挙げるよう内命しました。

② 明治二十二年の一月二十二日に徴兵令が改正され、同二月十一日大日本帝国憲法・皇室典範が發布されました。なお、同年十二月二十日には、小学校及びその他の普通学校の教員の集会、政治活動取締りに関する省令が制定されました。

③ 小学校の教科内容中、修身教育が重視され、明治二十三年二月二十六日地方長官会議では、徳育についての建議が行われました。そして、同年十月七日に小学校令が公布され、十月三十日には「教育ニ関スル勅語」が發布されました。

④ 明治二十四年六月十七日には小学校祝日大祭日儀式規定が、同年十一月十七日には小学校教則大綱が制定されました。

⑤ 明治二十五年には、教科用図書検定規則改正が行われ検定が強化されました。翌二十六年一月三十一日文部省視学規定を制定しました。同年八月十二日には、文部省は、小学校における祝日大祭日の儀式に用いる歌詞・楽譜を選定（君ヶ代等）。同十月二十八日には、学校教員に対し政論を禁止する訓令（箝口訓令）が発せられました。

同年十一月二十二日には実業補習学校規定が制定され、明治二十七年八月一日、日清戦争を開始しました。当時のようすを次の資料によって、見ることにします。

〔資料13〕 尋常小学校に高等小学校併置之儀伺

（『一小九十周年誌』）

- 一 設置の目的
 - 当村内ノ子女ニシテ、尋常小学校ヲ卒ヘタル者ニ高等小学校ノ教科ヲ授クルヲ以テ目的トス
- 一 名称
 - 福生村々立尋常高等東多摩小学校ト称ス
- 一 位置
 - 西多摩郡福生村字加美 第千貳百拾番地
- 一 敷地及建物
 - 敷地坪数 四百坪 本校所有地建物
 - 木造皮葺二階家 建坪五舍内三拾六坪式合五夕
- 一 修業年限
 - 尋常小学校、高等小学校兩教科各四年
 - 尋常小学校通学区域内学令児童ノ全数
 - 男 百四十五人 女 百五十五人
 - 現ニ在学尋常小学校同上児童ノ全数
 - 男 六九人 女 三十七人
 - 高等小学ノ教科ヘ入学ヲ許スヘキ児童ノ全数
 - 男 四十八人 女 二十人
- 一 学級の編成

尋常科 二学級 高等科 単級
一 教員ノ人員

尋常科正教員 男二人 準教員 男一人
高等科正教員 男一人 準教員 男一人

(中略)

西多摩郡福生村尋常東多摩小学校ニ高等小学校ノ教科併置仕度、村会之決議ヲ以テ此段相伺候也

西多摩郡福生村

村長 田村平左衛門

明治二十五年六月二十八日

神奈川県知事 内海忠勝殿

この伺書に対して、同年十一月八日付をもって許可され、その翌月十二日に、明治十七年より校長心得として活躍した井上令照が初代校長に任命され、新しい制度の上において、安定した学校づくりがはじめられました。

明治二十五年の尋常科の就学率は、男子四八%、女子二四%であったようです。男子にして半数足らず、女子に至っては、四人に一人という状況でした。

明治二十六年四月には、神奈川県西多摩郡一六〇町村が、東京府に編入され(南・北多摩も同時に編入)、東京府西多摩郡福生村・同熊川村となりました。時の管理者(村長)は、笹本半兵衛でした。

〔資料14〕 東多摩学校の履修証書

尋常小学第二年課業ヲ履修ス
明治廿一年五月六日

神奈川県下武蔵国西多摩郡
村立 東多摩学校
小学

村立小学
東多摩学校

〔資料15〕 卒業生思い出の記

(一 小九十年誌)

私は、明治十八年の生れで、二十三年東多摩小学校に入学し八ヶ年の学業を卒えて、三十一年に卒業した。当時は宮本先生の庭先に学校があつて、尋常科四年、高等科四年であり、尋常科は一階、高等科は二階で一つの室にそれぞれ四学年まで机を並べて勉強したのです。

一年生にあがつた時の同級生は四十名位であつたのが、卒業の時は、僅か十名位になつてゐた。庭がせまいので運動会は、多摩川の川原で行われたが、杉葉の飾門などを造りなかなか盛大であつた。

年一回遠足は、昔でも楽しみの行事であつて、草鞋ばきで埼玉県の浦和に県庁を視察し、吉見の百穴を見て松山に一泊、帰りはくたびれてしまい、とうとう扇町屋(豊岡)に泊つて帰つたことなど覚えてゐます。

先生は井上校長以下四、五名で、卒業の際もらつた井上令照先生自筆の卒業者心得を土蔵の戸棚から発見したのであるが、処世の基本となるべき心得が、細かく箇条書に書かれてゐます。
(明治二十七年卒 男性)

明治二十八年四月十七日、日清講和条約(下関条約)が調印され、日清戦争が終結しました。二十七年に出来た青梅輕便鉄道福生駅前も商店が開店しはじめ、明治三十年には、森田退蔵が学校管理者(村長)となりました。

明治三十一年の一月には、熊川小学校に青山栄蔵が着任しました。同年七月二十七日には、台湾公学令が公布されています。

福生第二小学校の明治三十二年の「学校沿革誌」によると、高等師範学校付属小学校訓導佐藤熊蔵が、熊川小学校に転校（校長）、当時助手は教員成井啓十郎、在勤生徒数八十余名とあり、村長は森田退蔵・学務委員寿崎金太郎とあります。

また「尋常小学生ハ東多摩小学校へ三十二年三月マデ通学セリ、其後補習科設置、当時補習生三十一名。尋常科生八十九名、計百二十名、学年ハ第七学年」と記録されています。

義務教育四年制となる 明治三十三年に小学令が改正され、尋常小学校が四年の義務制になり、高等小学校を二年・三年または四年としました。

この改正は、日本の学校制度史上きわめて大切な意味を持つものでした。つまり、ここではじめて全国共通の基礎教育課程が成立したわけです。さらに二年制の高等小学校を尋常小学校に併置することを奨励し、近い将来義務教育六ヶ年制を実施する下準備がなされました。

この改革でもう一つ大事なことは、尋常小学校では授業料を徴収しないことを原則としたことでした。

改正小学校令の教科

改正小学校令では、次のように教科が決められました。
尋常小学校 修身 国語 算術 体操（図画・唱歌・手工・裁縫）

高等小学校 修身 国語 算術 日本歴史 地理 理科
図画 唱歌 体操 裁縫（女）（農業・工業・手工・英語）

これらの中で、これまでの読書、作文、習字が「国語」として一つにまとめられたことは注目されます。

東多摩小学校では八年前の明治二十五年に、尋常科四年に高等科四年を早くも併置していたことは、庶民の教育水準向上を真剣に考えていたと思われ、その先駆性の大きさに敬服させられます。

また、学務委員が設けられました。
「学校永代記録」（第一小学校沿革誌）によると、明治十三年には「始メテ学務委員ヲ設ク」とあり、福生村は笹本八十次郎・八巻善七・井上久右エ門・清水茂吉が、熊川村は、「第二小学校沿革誌」によると青島栄蔵が学務委員と記されています。

次に、学事年報等から当時のようすをみてみましょう。

〔資料16〕 郡役所からの通知

西学第三三四七号

（二小九十周年誌）

町村立小学之内、補修科設置、許可ナクシテ変則生ヲ教育

不相成儀ハ會テ屢々及ニ違置候処、許可ナクシテ補習科生を教授スル向間々有之哉ニ相聞ヘ不都合ニ付、補習科設置有之場合ニ於テハ、明治二十四年文部省令第八号ニヨリ補習科ノ教科目及ビ修業年限ヲ定メ、速ニ許可申請可ヒ取計為念此段申入候也

明治二十五年十二月十二日

西多摩郡役所

村長殿

〔資料17〕 補習科設置許可証

〔二小九十年誌〕

西多摩郡福生村外一ヶ村組合役場

明治三十二年四月二十日付 福発甲四五号願

其組合立熊川尋常小学校と補習科設置ノ許可ス

明治三十二年五月三日

東京府知事

男爵 千家尊福

熊川小学校補習課程長(略)

〔資料18〕 西多摩郡役所からの各町村長宛の内訓

明治三十二年九月

〔二小九十年年誌〕

学齡児童保護者ニシテ、貧窮疾病其ノ他ノ事故ノ為、其学齡児童ヲ就学セシムル事能ハザルカ、又ハ家庭若クハ其ノ他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メントスルトキハ、小学校令第二一条又ハ第二二条ニ依リ市町村長ノ許可ヲ受クヘキ筈ノ処、從來其手続ヲ怠ルモノ勸カラサル趣、甚タ不都合ニ有之(後略)

〔資料19〕 明治三十三年学事年報取調条項(抜すい)

一 学齡児童

〔二小九十年年誌〕

○ 総数五百三十人ニシテ、内就学男女合シテ三百四十一人
○ 学齡児童ノ就学歩合 六十四人二分ニ該ル。是レ学年ノ初メニ於テ、就学ノ督促方勵行シ、専ラ周到ヲ図ルノ結果ニヨルト雖モ、貧窮者ノ児童ニ対スル適切ナ方法相立タサル為メ、著シキ差異ヲ呈スル能ハス

一 小学校

○ 熊川尋常小学校ニ於テハ種々事情ノ存スル点ヨリ、補習科ヲ設置シ、修業年限ヲ三ヶ年ト定メ、府知事ノ許可ヲ受ケ、学級ヲ尋常科ト合シ、二学級ニ編成セリ

一 学事巡視及奨励

○ 昨年ト異ナル事ナク、益々監督ヲ周密ニシテ教員ノ勉勵ヲ促シ、年末賞与ヲ与ヘ、又、児童ノ無欠席勤学者ヘハ、夫々賞品ヲ授与スル等ノ方法ヲ設ケタリ

一 将来学事施設上須要ノ件

○ 前途経営スヘキモノ勸カラスト雖モ、最緊急ナルモノハ校舍ノ改築ニアリテ、年々多少ノ眼病患者等ヲ出スハ構造ノ悪シキ為メ、衛生上ノ欠点少ナカラサルニ起因スルヲ以テ、概ネ村民モ之ヲ知覚シ、其辺ニ意ヲ傾キツツアルモ、経費ノ如何ヲ顧ミルモノアルヲ以テ、茲ニ兩三年ハ其連ヒニ至ラサルモ、不年其改築ヲ見ルニ至ラン

これらの資料によると、就学率は六割四分二厘で、未就学児の数は三割六分近くあったようです。「子守奉公」とか「奉公に出された」などの言葉が示すように、貧困による未就学も多かったものと考えられます。この就学率は、全国ほとんど同様な状況であったと思われまます。

明治三十三年公布の教育関係法令は、主なものをおあげる

と次のようなものです。

明治三十三年三月十六日に市町村立小学校教育費国庫補助法公布。三月三十一日には、教員免許令及び教員検定委員会官制公布。八月二十日、改正小学校令が公布されました。

〔資料20〕 明治三十四年の学校の状況 (第二小学校沿革誌)

○本校是迄補習科設置ノ処、新小学校令ト共ニ高等科ヲ併置スルコトニ至レリ、併シニ学年マデ

○新令ニヨリ左ノ通り学級編成セリ

一学級 尋常一男九 尋常三 男一五 合 五一

二学級 尋常二男二二 尋常四 女一八 合 六三

三学級 高等一男九 高等二男二 高等三男五 高等四男一
女三 女二 女三 女三 女一
合三五

合三五

○十二月八日 青嶋栄蔵学校長トナル
同 図画 唱歌 裁縫ヲ加フ

〔資料21〕 明治三十五年の学校の状況 (第二小学校沿革誌)

明治三十五年学年度 学級編成并ニ新入児童数
新入児童数 三五名

学級ヲ三学級ニ区分ス

一学級高一 男 女 計 受持
高二 一八 一〇 三六 青嶋

二学級尋三 一六 二二 七五 鈴木
尋四 一〇 一〇 七五 成井
三学級尋一 三〇 七(八) 六五(六) 田辺
尋二 八 二〇 二八
合計 百七十六人

其ノ他 高等補習 十六名アリ

○五月、勅語奉安框ヲ校舍南ノ職員室正面ニ据ヘ置キ、御奉安セリ

この頃公布の教育関係諸法令等は次の通りです。

明治三十四年三月、旧土人児童教育規定制定。同五月、同法施行上の注意が出されました。

明治三十六年三月二十七日には専門学校令が公布され、四月二十九日には小学校令施行規則中改正が公布されました。

明治三十七年二月十日に日露戦争が開始(宣戦布告)され、四月一日には、小学校国定教科書(第一期)が使用されました。「イス、エダ、スズメ、イシ」で代表される国語。そして「キグチコヘイガ、テキノチカクデ、スコシモオソレズ、三ドマデ、イサマシク、シンゲンラツバヲフキマシタ」この有名な修身教科書が出たのもこの頃でした。

〔資料22〕 明治三十七年の学校の状況 (第二小学校沿革誌)

○明治卅七年度ニ於テハ、尋常科児童月謝ヲ全廢シ、高等科児童ノ月謝、一ヶ月金二十銭トシ、是迄住宅タリシ処ヲ職員室トナシ、二階ヲ二教室ニ広ク使用スルコトトシ、明治卅七年

五月三日実行

○四学級編成トナス

○四学年高等科設置ノ件許可

○十二月二十五日 諸江訓導ハ召集令状ニ接シ退職

○明治三十九年十二月 笹本八十次郎氏管理者トナル

明治三十八年九月五日 日露の講和条約が調印され、同月二十七日、文部省は青年団の設置奨励に関し地方長官へ通達を出しました。この頃から一般青年の教育が重視されるようになったと思われまます。

東多摩小学校終る 日露戦争が終り教育熱も高まり、高等教育会議は義務教育延長の決議を行いました。明治四十年三月二十一日、小学校令が改正され義務教育六年制となり、明治四十一年四月から実施されました。

東多摩・熊川両小学校では、この年四十一年には、尋常科五年、高等科三年として、移行的措置をとり学年編成をしたように記録されています。

東多摩小学校では、この年校名を再び福生小学校と改め村名を冠した「福生尋常高等小学校」となりました。

明治九年に東多摩学校の校名を冠して以来、福生・熊川・川崎・五ノ神・羽村の五ヶ村学区時代、連合町村制施行時期の戸長役場時代と主に神奈川県下所属時代の長い時期を経て来ました。「明治期学校教育史」そのものとも言えます。

二字形校舍 明治四十二年三月二十七日には、福生尋常高等小学校は現在地（本町福生駅西北）に移転しました。福生第一小学校の「永代記録」（沿革誌）には、次のように記録されています。

〔資料23〕 福生第一小学校の「永代記録」

○本村（福生村）第一〇五三番地、福生駅西北ニ地ヲトシ二字形校舍ヲ新築ス

○三月二十七日

明治四十二年本村第一〇五三番地ニ移転新築、校舍落成舉行ノ日ナリ

福生第二小学校同年の沿革誌記録には「尋常科ヲ六学年トシ、高等科ヲ二年トス」というような記録があります。この年義務教育六年制の完全実施が行われたことがわかります。

福生駅の西側に二字形校舍ができた頃は、駅前の商店を除き一面の桑畑で、ここに広々とした校庭校舍を持つ立派な学校が建てられたのです。村民は長期間勤労奉仕に務め校地を整地し桜や松の木を植えました。こうした村民あげての教育熱の高揚と共に、田村半十郎は将来の発展を念じ、多くの物質的援助を惜しまなかったと言われています。

また、岩村校長以下の全職員は、校舍全般をはじめ、屋内体操場、理科教室としての階段教室、裁縫室、教室と教

室の間の昇降口など設計から製図まで、協力一致して行い校舎の落成から整備に至るまで立派に成し遂げられたと伝えられています。

明治四十三年三月には、岩村校長は青梅小学校に招請され、吉野作蔵が福生尋常高等小学校校長になりました。四月には、第二期国定教科書（ハタ・タコ・マス）の使用が開始され、同年度から手工科が加わりました。

明治四十四年には、熊川尋常高等小学校へ細谷章（五月）、福生尋常高等小学校へ田口満之助（十二月）がそれぞれ校長として着任されました。

明治四十五年四月に始めて校医が置かれ、横田寿一郎が福生・熊川両校の校医に就任されました。

熊川小学校では、この年度高等科に農業科を加設しました。福生小学校では、始めて校訓が制定されました。

- | | | |
|--------------|----------|----|
| 訓 | 一 元氣よくあれ | 剛毅 |
| 一 力一杯働け | 勤勞 | |
| 校 | 一 きまりを守れ | 従順 |
| 一 やたらに人にたよるな | 自營 | |

〔資料24〕 明治四十四年学事年報取調条項報告（抜すい）

（二小九十年誌）

一 村ノ中央ニ尋常高等小学校ヲ設置ス。高等小学校卒ノ業ヲ卒リシ者、其ノ他、高等小学校ノ業ヲ受クルコト能ハザルモノノ為メニ実業夜学ヲ設ク。其ノ他、教育会ヲ設ケテ一般教

育ノ普及ヲ計ル

一 小学校児童二三二名、出席歩合百ニ対シテ九四。其他、同窓会ハ相互戒メ、親睦ヲ計リ、教育会ハ幻灯、講話等ナス。毎年夜学会ヲ開ク。会員四拾五名ナリ

一 木造二建立一棟、総坪七四・二五。教室五。教室坪数百坪。職員五名

一 図書、器械、器具等大凡備ハレリ。点数一三四七。価格九七六円三三銭。校地校舎ハ仮ノモノニシテ、狹隘ヲ加ウルニ不便ナリ

一 学級編成 尋常一年、二年、三・四年、五・六年、高等一・二年ノ五学級

一 授業料 高等科ニ限り月額三拾銭。八月ヲ除ク

一 教育会 本村ノ学事ニ関スルモノ、及ビ本会ノ目的ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ、会員数六〇名（熊川教育会）

一 督促ノ方法ヲ立テ、通俗教育、青年補習教育ノ法ヲ講ズ

一 青年団体、青年夜学会ヲ設ク。毎年十月ヨリ翌年三月ニ至ル間、青年補習夜学ヲナシ、修身、算術、国語、農業ニ関スル教育ヲ施ス。会員数四五名。一般青年ノ知見ヲ広ムル為、江ノ島地方ニ去年遠足ヲナス（熊川青年会）

一 将来学事施設上須要ノ件 校舍旧廃ニ帰サントシ、危険ノ箇所アリ。宣シク新築シテ国民教育ノ完全ヲ計ルベシ。通俗文庫、又ハ図書館ヲ設ケ一般ニ読書ノ趣味ヲ知ラシムベシ。

農業科ヲ加設シテ、農業ノ趣味ヲ深カラシムベシ

この時期の学校教育は、小学校令の幾多の改正を経て、全国的に統一された六ヶ年の義務教育が確立された時期でした。学制頒布から四十年、非常な混乱の時期にあって、

学校教育創造への熱意が各資料から感じ取れました。

一方では、教科書等の変容がありました。学校管理上の強化もありました。その中で福生尋常高等小学校並びに熊川尋常高等小学校両校が、確実にその基礎づくりを成し遂げた時期でもありました。

主な参考資料

- 福生第一小学校永代記録
- 同九十周年記念誌
- 福生第二小学校沿革誌
- 同九十周年記念誌
- 資料日本教育史 4
- 田村清家文書
- 熊川神社文書

(たかさき・いへい 福生市史現代調査員 福生市加美平在住)

教育資料拾遺

草創期の小学舎の教員について、秋川市二宮の静原文書の中に詳しい記録がある。一八七四年(明治七)に学区取締になった静原寛十郎がまとめたもので、第一二大区の学舎・世話役一覧や訓導・助教一覧がある。

『秋川市史』の教育編で整理紹介されているので熊川学舎と福生学舎をみてみたい。

まず学舎番号は熊川が一六一(のち一六四)福生が一六二(のち一六五)。学校世話役は熊川が野口重納、福生が荒井仁兵衛。ただし一八七四年一月に、福生学舎からわかれて川崎学舎が設立されている。訓導は熊川学舎が要津月窓(明治七年五月)同年二月)、千葉東蓑(七年秋)一一年一月、京都出身で、井関仁右衛門の三男、のちに田無の小学校に移っている)。福生学舎には木村定吉(明治七年五月)という教員がいたことが記されている。

(新井)